

# 国民年金の給付には、3種類の基礎年金があります

## 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が25年以上ある人が原則として、65歳から受けとる年金です。

20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は満額を受けることができます。

**老齢基礎年金額（年額） 79万2,100円**

※保険料納付期間が40年に満たないときは減額されます。

## 障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やケガで政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

**障害基礎年金額（年額） 1級 99万100円**

**2級 79万2,100円**

## 遺族基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）や老齢基礎年金を受けている人、受けられる人が亡くなったとき、亡くなった人に生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられます。

**遺族基礎年金額（年額）**

◎妻が受ける場合 子が1人いる妻 102万円

◎子が受ける場合 1人のとき 79万2,100円

## 公的年金受給者の方へのお知らせ

～平成21年10月より個人住民税の公的年金からの引き落としが始まります～

公的年金受給者の納税の利便性を向上するため、平成21年10月支給分の公的年金から個人住民税の特別徴収（引き落とし）が始まります。この制度は年金保険者が住民税を年金から引き落とし町へ直接納入することになり、従来とは納付方法が変更になるだけで、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となるのは、4月1日現在で65歳以上の年金受給者の方で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方となり、対象となる方には、6月に町から通知しました納税通知書により引き落としされる公的年金の種類及び、徴収される税額などをお知らせしてありますのでご確認ください。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 TEL 77 - 3615

## 長寿医療制度からのお知らせです

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得・低所得に該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができません。入院等される場合は、役場住民福祉課又は、由岐支所住民室まで、ご申請ください。

低所得 ……同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

低所得 ……同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得以外の人）

【お問い合わせ先】 美波町役場 住民福祉課 TEL 77 - 3614

由岐支所 住民室 TEL 78 - 2212